

## 既存特定飲食提供施設について

健康増進法の改正により、令和2年4月1日から「原則屋内禁煙」が実施されますが、既存の経営規模が小さい飲食店については、直ちに喫煙専用室の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、屋内の全部又は一部を喫煙可能な場所（喫煙可能室）として定めることができる経過措置が設けられています。

### 1 既存特定飲食提供施設の要件

次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 令和2年4月1日時点で営業している飲食店であること
- ② 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下であること  
(一つの大規模会社が発行済株式又は出資総額の2分の1以上を有する場合などは除く。)
- ③ 客席面積が100㎡以下であること  
(客席とは、厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースなどを除いた部分を指す。)

### 2 喫煙可能室設置施設の遵守事項

経過措置により喫煙可能室を設置する場合、次の事項を遵守しなければなりません。

#### (1) 喫煙可能室の技術的基準を満たすこと

- ① 店内の全部を喫煙可能室とする場合
  - ・喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること
- ② 店内の一部を喫煙可能室とする場合
  - ・出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること
  - ・たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
  - ・たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること
  - ※ 管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記の基準を満たすことが困難な場合は経過措置が設けられています。

#### (2) 標識を掲示すること

標識については、ホームページ上に別途掲載してあります。

- ① 喫煙可能室標識（当該場所の出入口）
  - ・喫煙できる場所である。
  - ・20歳未満の者の立入りが禁止されている。
- ② 喫煙可能室設置施設標識（当該施設の主たる出入口）
  - ・喫煙可能室が設置されている。

※ 施設の屋内の全部の場所を喫煙可能室とする場合には、上記2つの標識を兼ねた1枚の標識を掲示すれば足りるとされています。

- (3) 20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと
  
- (4) 既存特定飲食提供施設の要件に係る書類を保存すること
  - ① 客席部分の床面積に係る資料
    - ・店舗図面等
  - ② 資本金の額又は出資の総額に係る資料
    - ・登記, 貸借対照表, 決算書, 企業パンフレット等
  
- (5) 広告・宣伝の際は, 喫煙可能室設置施設である旨を明らかにすること
  - ・ホームページや看板等で行う場合, 明瞭かつ正確に表示する。
  
- (6) 喫煙可能室設置施設の届出を行うこと
  - ① 旅客運送事業鉄道等車両等以外に所在するもの
    - ・施設の名称及び所在地, 管理権原者の氏名及び住所 (施設所在地の都道府県知事へ)
  - ② 旅客運送事業鉄道等車両等に所在するもの
    - ・施設の名称及び車両番号など (施設管理者の住所地等の都道府県知事へ)

※ 届け出た内容に変更があった場合や廃止した場合も届け出なければなりません。